



CASHLESS

キャッシュレス決済端末の支援について

《軽減税率対策補助金とキャッシュレス・消費者還元事業の比較》

制度概要

軽減税率対策補助金

本制度は、飲食料品等を扱う中小・小規模事業者の軽減税率対応を支援する目的から、複数税率対応のレジと併せて、付属機器として決済端末等を導入する際に係る費用を補助することとしている。

中小・小規模事業者が購入するもの

- ①複数税率対応のレジ本体
- ②レジに付属する機器
(決済端末を含む)
- ③設置に要する経費

必要な経費の1/4を
中小・小規模事業者が負担、
残りの3/4を国が補助

キャッシュレス・消費者還元事業

本制度は、消費税率引上げ後の消費喚起と中小・小規模事業者のキャッシュレス化を推進する目的から、決済手数料の補助に加えて、キャッシュレス決済端末の導入に係る費用を幅広く補助することとしている。

本制度に参加する各決済事業者が提供するもの

- ①キャッシュレス決済端末
- ②決済端末の利用に必要な付属機器
- ③システム利用料、設置費用等
- ④タブレット、スマートフォン等

自己負担なし

制度の活用パターン

中小・小規模店舗

飲食料品等を販売し
軽減税率対応が
必要な事業者



軽減税率の対象となる
飲食料品等を
販売していない事業者

複数税率対応のレジを 導入したい場合

レジの導入

軽減税率対策
補助金を活用

レジ本体

費用の1/4が自己負担
(3/4を国が補助)

複数税率対応のレジに併せて キャッシュレス決済端末等も 導入したい場合

レジの導入

軽減税率対策補助金を活用

レジ本体 +
決済端末等(付属機器)

費用の1/4が自己負担
(3/4を国が補助)

キャッシュレス決済端末等を導入したい場合

キャッシュレス決済端末等の導入

決済端末等

※本制度に参加する各決済事業者が提供するもの
※補助期間終了後も契約を継続する場合は、決済端末等も引き続き利用可能

自己負担なし

(国が費用の2/3負担、決済事業者が費用の1/3負担)



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry